

議案第13号

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標【栄養教諭、学校栄養主任、学校栄養職員】

令和2年4月1日 鳥取県教育委員会

観点 指針の配慮項目番号 キーワード	職	栄養教諭				
		学校栄養職員		学校栄養主任		
ステージ		キャリア スタート期 (教員養成 完成時・ 採用時)	育成期(第1ステージ) (1~5年目)	向上期(第2ステージ) (6~10年目)	充実期(第3ステージ) (11年目以降)	
			食に関する指導を行うために必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的指導力及び給食管理に関する専門的知識・技能を身に付けるとともに、学校組織の一員としての自覚を高める。	第1ステージの経験をもとに、食に関する専門的知識・技能を習得するとともに、食育の推進力と実践的指導力の向上及び視野の拡大を図る。	第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理的立場としての力量(マネジメント能力)を高める。 充実期前期 (11~15年目) 充実期後期 (16年目以降)	
素養	①教職(食育)を担うに当たり必要となる素養	理解力、教育的愛情	児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を有している。			
		専門的知識・技能、指導力	食に関する専門的な知識・技能と実践的な指導力を有している。			
食に関する指導	②教育課程の編成、教育の方法及び技術	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得している。 ・食育の推進に係る基礎理論・知識を習得している。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育の視点を理解し、地域の食育推進計画及び食育に関連する教科・領域の年間指導計画を把握したうえで食に関する指導に係る全体計画を作成するとともに、児童生徒の実態に応じた給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容及び地域の食育推進計画を理解し、教職員との連携を図りながら学年や教科の系統性を踏まえた食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画の工夫改善を行うとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組む、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を生かし、地域の食育推進計画及び教科を横断する視点を持って校内の教育課程づくりに携わるとともに、現状分析をもとに学校や地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導を行い、校内研究会等で改善案を提案している。 ・学校における食育の企画・運営に積極的に携わり、食に関する指導に係る全体計画に沿った食育推進体制の充実を図っている。
			・食育の推進に係る基礎理論・知識を習得している。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育の視点を理解し、地域の食育推進計画及び食育に関連する指導に係る全体計画を把握し、教職員との連携を図りながら、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に努めている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育推進計画及び食育に関連する指導に係る全体計画を把握し、教職員との連携を図りながら、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に努め、専門性の向上を図っている。	・学校における食育の企画・運営に積極的に携わり、食に関する指導の全体計画に沿った食育の推進体制の充実を図るよう努めている。 ・地域の食育推進計画の改善や策定に参画するとともに、地域の特色や課題を考慮して学校における食育の充実を努めている。
給食管理及び児童生徒理解・指導	③学級経営④児童及び生徒理解、教育相談、進路指導及びキャリア教育、いじめ・不登校対策⑤特別支援教育等	給食管理	・学校給食の役割を理解し、学校給食実施基準に沿った栄養管理を行うことができる。 ・地域の特産品を活用する意義や目的を理解している。	・学校給食の施設設備や調理工程等を踏まえ、学校給食実施基準に基づき食品構成を考慮した献立を作成しようとしている。 ・地域の生産者や関係機関と連携し、学校給食に地場産物や郷土食を積極的に取り入れている。	・児童生徒の成長や地域の特性を踏まえた栄養管理を行うとともに、適切な評価や改善に努めている。 ・地場産物や郷土食を取り入れた学校給食を食に関する指導に活用し、食育の推進を図っている。	・児童生徒の実態に沿った栄養管理のあり方について関係者と共有し、課題の解決のための指導助言を行うことができる。 ・地域と連携し地場産物の活用充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導を計画的に行っている。
		食に関する相談、生徒指導及びいじめ・不登校対策	・衛生管理の重要性を理解している。	・学校給食衛生管理基準を理解し、適切な衛生管理のために日常点検及び指導助言を行うことができる。	・担当する学校給食施設の設備や人員の状況を踏まえ、適切に学校給食衛生管理基準を運用することができる。	・調理従事者や調理場などの衛生管理について日常的に評価や改善に努めるとともに、学級における衛生管理などを含め適切な指導助言を行っている。
学校運営・教職員連携	⑥学校運営の他の教職員との連携及び協働の在り方	特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	・生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。	・食に関する相談や生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、必要に応じて食物アレルギー等の児童生徒の特性や家庭環境等を把握し、個に応じた必要な指導・支援を行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について、関係教職員への報告・連絡・相談を密に連携しながら、課題の解決に向けて組織的に取り組んでいる。	・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について教職員間で共通理解を図るとともに、課題の解決に向けて、関係教職員及び関係機関と連携しながら組織的に対応している。	・個々の児童生徒の実態を的確に把握し、担任や学年団の相談役になるとともに、関係機関等との連携を積極的に図ることで、組織的な対応ができる体制づくりに努めている。
		学校安全への対応	・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導に関する基礎理論・知識を習得している。	・児童生徒の実態把握に基づいた「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成に参画し活用を行っている。	・関係機関と連携しながら、「個別的教育支援計画」に基づき「個別の指導計画」の作成に参画し活用を行っている。	・組織的な校内支援体制を構築し、関係機関等と連携を図りながら合理的配慮を行っている。
		家庭・地域とつながる力	・給食管理における危機管理、及び学校教育の社会的・制度的・法律的・経営的理解に関する基礎理論・知識を習得している。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等、安全安心な給食の提供のための危機管理のあり方について理解している。 ・調理場における問題点を把握し、課題の解決に向けた報告や協議を行っている。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の各マニュアルを整備し、積極的に提案や改善を行っている。 ・学校給食の安全について高い意識をもち、積極的に資質の向上を図っている。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の危機管理について、関係機関、学校、家庭、地域などと協力体制を構築している。
		組織として連携・協働する力(同僚、関係機関、異職種)	・地域社会に貢献することについて、自分なりの考えを持ち、実行しようとしている。	・家庭・地域と連携し、児童生徒を共に育てようとする関係を築いている。 ・関係機関等と連携し、業務の充実を図っている。	・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。	・家庭・地域・関係機関等との連絡・調整に努め、必要な情報を収集・発信しながら、学校課題の解決に向けた校内体制を構築している。
		・各期(ステージ)において、学校教育目標の達成に向けて管理職及び同僚と協働しながら取り組むとともに、取組の継承や後継者育成を意識しながら業務を遂行している。				

※ 必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。